

令和8年度 介護職員等処遇改善加算の要点

～制度の変更点／特例要件／提出期限～

1. 背景:なぜ令和8年度に『期中改定』?

- 令和9年度改定を待たず、令和8年度に期中改定を実施
- 賃上げ:介護従事者全体に月1.0万円(約3.3%)相当
- 上乘せ:生産性向上・協働化に取り組む事業者の介護職員に月0.7万円(約2.4%)相当
- → 加算の『対象拡大』と『上位区分新設』で制度を拡充

2. 令和8年度の主な変更点（申請者が混乱しやすい3点）

- ① 対象の拡大
 - 『介護職員』中心 → 『介護従事者』へ広げる（加算率引上げ）
- ② 上位区分の新設
 - 加算Ⅰ・Ⅱに『Ⅰロ』『Ⅱロ』を追加（特例要件で上乘せ）
- ③ 対象外サービス到新設
 - 訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援・介護予防支援等が新たに対象（6月～）

3. 区分(Ⅰイ/Ⅰロ/Ⅱイ/Ⅱロ/Ⅲ/Ⅳ)と新設サービス

- 既存の対象サービス:区分ごとに加算率が異なる(Ⅰイ~Ⅳ+新設のⅠロ・Ⅱロ)
- 新設サービス(訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援・介護予防支援):加算率は区分なし(定率)
- 加算単位数=『処遇改善加算を除く総単位数(加減算後)×加算率』

4. 迷いポイント①: 自事業所は対象？（特に“6月から新設”）

- 従来から対象のサービス: これまで通り(区分選択が必要)
- 令和8年6月から新設: 訪問看護／訪問リハ／居宅介護支援／介護予防支援等
- 法人内に複数サービスがある場合: 4・5月の申請に『新設サービス分の計画』も同時提出が必要になるケースあり
 - まず『どのサービスで、いつから算定するか』を決める

5. 迷いポイント②: I 口・II 口を取るための『令和8年度特例要件』

- 以下ア～ウのいずれかを満たす(+実績報告)
- ア) 訪問・通所等
 - ケアプランデータ連携システムに加入(または見込み)
- イ) 施設サービス等
 - 生産性向上推進体制加算 I または II を取得(または見込み)
- ウ) 法人要件
 - 社会福祉連携推進法人に所属
- 事務負担への配慮: 申請時点は『加入/取得の誓約』でも算定可能(令和8年度)

6. 迷いポイント③:『年度内整備の誓約で可』—どこまで？

- 特例要件を満たす場合: キャリアパス要件 I ~ IV・職場環境等要件は『令和8年度中に整備する誓約』でも可
- 新設サービス: 『加算IVに準ずる要件(キャリアパス I・II + 職場環境等)』または特例要件で算定可
- 誓約=免除ではない: 年度内に整備し、実績報告等で説明できる“証拠”が必要

7. 要件の全体像(申請書作成でよく詰まるポイント)

- キャリアパス要件
 - I :任用要件・賃金体系 / II :研修 / III :昇給 / IV :年額440万円 / V :介護福祉士等の配置
 - 月額賃金改善要件
 - 加算IV相当額の1/2以上を『毎月支払う賃金(基本給・定額手当等)』で改善
 - 職場環境等要件
 - 区分ごとに取組項目を選択し、実施・周知・記録を残す(生産性向上の項目は必須条件あり)
- 『どの区分を狙うか』で必要な整備量が変わる

8. お金の使い方：賃金改善・配分とエビデンス

- 加算は“賃金改善”が目的：計画通りに支給し、台帳で追える状態に
- 月額賃金改善要件：毎月の基本給/定額手当の改善で要件を満たすか要確認
- 配分は柔軟だが『勤務実態に見合わない著しい偏り』はNG(説明責任)
- 運営指導で見られる：規程・周知資料・研修記録・賃金台帳等の保管(2年が目安)

9. 令和8年度計画書の提出期限（通常と違うので要注意）

2月下旬目途
見直し後の様式案
提示予定

4/15
4・5月分を申請：
6月以降分と合わせて提出
（新設サービス分も同時）

6/15
4・5月分は申請せず
6月以降に申請：
6月以降分を提出

10. 体制届の提出について

・体制届の提出期限については、次のとおりとします

1) 令和8年4月1日より介護職員等処遇改善加算区分の変更または、新規に算定を行う場合
[共通]令和8年4月1日まで

2) 令和8年6月1日より介護職員等処遇改善加算区分の変更または、新規に算定を行う場合
[居宅系]令和8年5月15日まで
[施設系(ショートステイ・特定含む)]令和8年6月1日まで

※処遇改善加算計画書と体制届は別々の提出窓口となります。

11.その他伝達事項について

- 令和8年度処遇改善計画書 について
計画書の様式について、正式なものは3月中旬に発出予定。
介護最新情報vol1474「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度)(案)」に様式案及び、事務手順案等記載。
- Q&Aについて
介護職員等処遇改善加算に係るQ&Aについては、現在(令和8年3月5日時点)未公表
県HP「介護職員等処遇改善加算計画書(令和8年度)の様式及び提出について」
に随時更新予定。